

令和5年神審第13号

裁 決

遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月14日13時55分

和歌山県目津埼北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

登 録 長 11.95メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 426キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にGPSプロッター、魚群探知機及び機関遠隔操縦装置を、右舷側にレーダーをそれぞれ備えた、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客12人及び船員3人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年11月14日04時45分和歌山県田辺漁港の係留地を発し、同港西方沖合約15海里の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分目的の釣り場に到着して遊漁を行ったものの、釣果が得られなかったことから、移動することとし、07時30分発進して約5海里西方の釣り場に向かい、08時00分同釣り場に到着して再度遊漁を行ったのち、帰途に就くこととし、12時40分係留地に向けて発進した。

ところで、a受審人は、前日13日は05時頃起床し、06時頃出航して12時頃まで遊漁を行い、帰航したのち、2時間ほど仮眠して再度18時頃出航して24時頃まで遊漁を行い、翌14日は帰航して03時頃から1時間ほど仮眠後、04時45分出航して遊漁を行っていたことから、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、発進したのち、GPSプロッター及びレーダーをそれぞれ作動させ、舵輪右後方の操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たって紀伊水道を東行し、同水道を南下する航行船（以下「第3船」という。）を避航後、13時05分目津埼南方灯標から275度（真方位、以下同じ。）11.91海里の地点で、針路を090度に定めて自動操舵とし、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

13時10分a受審人は、目津埼南方灯標から275.5度

10.83海里の地点に達したとき、睡眠不足のうえ、第3船を避航した安堵感から気が緩み、眠気を催したが、今まで航行中に眠ったことがなかったことから、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、操舵室の外に出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、目津埼北西方沖合の浅所域に向首続航し、13時55分目津埼南方灯標から316.5度1.49海里の地点において、Aは、原針路、原速力で、同浅所域の八丈島と称する干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚の結果、左舷船底外板に破口、推進器翼に欠損等を生じたが、のち修理され、釣り客5人が肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、田辺漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、目津埼西方沖合において、同埼北西方沖合の浅所域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、田辺漁港に向け、睡眠不足の状態では操船に当たり、自動操舵によって帰航中、気が緩み、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、操舵室の外に出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、今まで航行中に眠ったことがなかったことから、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、目津埼西方沖合において、同埼北西方沖合の浅所域に向首進行して同浅所域の干出岩に乗り揚げた事態を招き、

船体に損傷を生じさせ、釣り客5人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月21日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭